

平成 25 年 3 月 27 日  
日本税理士会連合会

## 税理士法に関する改正要望書

### (税理士制度の見直しの経緯と改正要望の趣旨)

1 税理士の使命は、税理士法第 1 条において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とされており、税理士は、我が国唯一の税務に関する専門家として位置付けられている。

税理士制度は、国民にとって民主的とされる申告納税制度を維持発展させ、もって国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度である。

こうした税理士制度の基となる税理士法は、平成 13 年の改正がなされてから既に 10 年余が経過した。この間 IT 社会への変革と経済社会の多様化・複雑化、規制改革の進展、他士業資格制度の法改正などにより、税理士制度を取り巻く環境が大きく変化してきている。また、公共的使命を担う税理士の業務についても、益々高度化・専門化が進んできており、時代が要請する、国民・納税者の期待に応え得る制度となるためには、更なる見直しと盤石な基盤の構築が喫緊の課題である。

2 日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、平成 21 年 3 月の制度部答申を踏まえ、平成 21 年 11 月に税理士法改正に関するプロジェクトチームより「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を公表した。このタタキ台については、全国の会員から広く意見を募集し、平成 23 年 4 月 21 日、税理士法改正特別委員会（上記プロジェクトチームを改組）より「税理士法改正に関する意見（案）」を 17 項目について改正意見として公表した。

また、過去の法改正の例に倣い、同意見(案)及び「税理士の資格取得制度のあり方～税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号について～」について、有識者の学術的意見・判断を求めることが肝要と考えたため、公益財団法人日本税務研究センターへこれらの課題について研究委託を行った。

3 一方、日税連の申し入れにより、平成 23 年 6 月から平成 24 年 6 月まで、計 14 回、日税連、国税庁、財務省主税局（オブザーバー）の 3 者による「税

理士制度に関する勉強会」が行われてきた。勉強会の意見交換による結果については、平成 24 年 6 月 28 日開催の日税連理事会並びに平成 24 年 7 月の日税連ホームページ記事及び会報において、「論点整理メモ」を公表した。

- 4 また、平成 23 年度税制改正大綱及び平成 24 年度税制改正大綱における税理士制度の見直しに引き続き、平成 25 年度税制改正大綱に「税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。」と税理士法改正に向けた記述がなされているところである。

日税連は、これらの税制改正大綱に記載された趣旨に沿って、税理士業務や資格のあり方、税理士の平均年齢の高齢化を考慮して今後益々国民・納税者の税理士に対する信頼を高め、その期待に応えることが納税者利便の向上に資するという観点から、また、特に若い世代に対する税理士制度のあり方を今の現役世代が検討し、引き継ぐことも重要だと考え、税理士法のあり方を取りまとめた。なお、要望事項の中には、制度構築を行っていくための準備事項も含まれている。

- 5 現在、税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題に加え、TPP や FTA など世界的な規制改革がなされようとするなか、申告納税制度の更なる発展を期し、税務の専門家としての適正性を担保しつつ次世代を担う若者や社会人などの育成も考えた国家試験のあり方を含め、更に税理士制度が国民の利便性に適うものとするを重視した所要の税理士法改正を行い、社会から一層信頼される税理士制度の構築を図ることが必要であるとの結論に達し、制度の改革を含めた本「税理士法に関する改正要望書（平成 26 年度改正要望項目）」を提出するものである。

# 税理士法に関する改正要望書

(平成26年度改正要望項目)

## 1 電子申告等における税理士業務の明確化

I T社会の進展に伴い、今後電子申告等については更なる利用が見込まれる。このため、電子申告等電磁的記録をもってする事務は単に税務書類の作成にとどまらず、電子申告等のコンピューターを用いた業務についても、法第2条第1項の税理士業務に含まれることを明確にする。

## 2 補助税理士制度のあり方

現行の補助税理士制度が、補助税理士が独立開業へ向けて準備する機会を妨げ、結果として、税理士制度の発展に影響を及ぼしているとも考えられるため、補助税理士の呼称を所属税理士と変更したうえで、他の税理士等の事務所に所属しながら他人の求めに応じて税理士業務を受任できることとする。呼称の変更に併せて、顧客の誤認防止、顧客情報管理の責任の明確化等を図る。

## 3 事務所設置の適正化

税理士の業務活動の本拠である事務所の設置基準は、税理士が租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現に資する公共性の高いものであることに鑑み、事務所について日税連の登録事務の適正な運営を確保する等の観点から、その登録事務（変更登録を含む。）に関して一定の権限を付与する。

## 4 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

税理士に求められる社会貢献を阻害しないため、一定の例外を除いて、税理士が報酬のある公職に就いた場合であっても、その公職に兼業禁止規定がない場合は、税理士業務を停止する必要のないようにする。

なお、その見直しに併せ名義貸し行為を誘引しないようにする。

## 5 税理士の資格

使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。このため、現在、税理士の資格が自動付与となっている弁護士や公認会計士について、関係者等の意見も聞きながら、例えば、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じる。

## 6 受験資格要件の緩和

申告納税制度の発展に寄与し、税理士制度の水準を向上させるためには、税理士試験を受験しようとする希望者を、可能な限り幅広い層から確保することが肝要である。このため、税理士試験の受験資格要件のうち職歴要件を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮する。

## 7 研修受講の義務化

税理士に対する信頼性を一層確保するために必要な研修制度の充実や実効性を更に高めるため、疾病等、所属税理士会が研修受講できないやむを得ない事情があると認める者を除き、研修受講を義務化する。また、これに併せて、日税連においては、研修義務の未履行者の公表等所要の措置を講じる。

## 8 経済的弱者に対する税務支援への従事義務化

税理士業務が無償独占とされていることから、税理士の社会的責務として、疾病等一定の場合を除いて、税理士会が行う経済的弱者に対する税務支援への従事を義務化する。

## 9 税理士証票の定期的交換

税理士である重要な証である税理士証票について、日税連会則でその定期的な交換を受けることとする制度を設けることができるよう規定を整備する。

## 10 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備

申告納税制度の維持発展を図るために、税理士・税理士会が社会貢献事業の一環として行っている租税教育の取組みがより一層定着・発展するよう、「租税教育」を税理士会の会則の絶対的記載事項とする。

## 11 会費滞納者に対する処分の強化

税理士会の会務運営の重要な財政的基盤となる会費の滞納者に対する処分の強化を図るための措置を講じる。

## 12 通知弁護士等の公示等

通知弁護士等について、国民・納税者の可視性等の観点から、例えば、通知弁護士等の公示等が行われるような措置を講じる。